

地方支部設置要領

明倫會地方支部は概ね左の要領に基き之を設置するものとす

- 一、原則として各道府縣毎に廳所在地に一支部を設置し更らに要すれば支部は當該管内主要市郡に其出張所を置くことを得
- 二、支部の規約制定並に役員を選定任命等は支部毎に之を管掌するものとす、出張所の規約制定並に役員を選定任命等は支部長の指示を受くるものとす
- 三、支部長は道府縣管内より適任者を支部に於て推薦し總裁之を囑託するものとす
- 四、支部の構成を終りたるときは直ちに本部に報告し總裁の認許を受くべし
- 五、支部の構成を終る迄は準備會とす其経過は絶えず本部に報告するものとす
- 六、各支部は本部及其联接支部と絶えず情報の交換を擔任するものとす
- 七、支部の經費は原則として各支部の自給とす
- 八、支部を設置せざる地方は、要すれば地方毎に連絡員を置き、當該地方に於ける會員間及東京本部との連絡を管掌せしめんとす

吾人の奮然蹶起したる理由(聲明)

明倫會代表
陸軍大將 田 中 國 重

我帝國は今や内憂外患の一大國難に直面し其狀恰も國家興亡の十字街頭に彷徨しあるの觀を呈し、危きこと宛然繁卵の如し。吾人は此曠古の危機難局を直視し、國を憂ふる耿々たる一片の丹心抑へ難く、茲に蹶然として奮起し警鐘を鳴らして同胞の覺醒と奮起とを促さんとす。

内を顧みれば國政に參與する既成政黨は眼中政黨あつて國家なく、徒に政權爭奪に没頭して黨利黨略の獲得擴張に腐心し、國利民福の寄與に關しては何等の經綸あるなく、爲めに百弊續出の因をなし、或は國家の殊遇を辱うする開員にして私利私慾を充たさんか爲め政商と結託し收賄行爲を爲して恥ざる者あり。或は神聖なる勳章を好餌として前代未聞の勳章疑獄を惹起したる破廉恥の官吏あり。或は減俸反對運動を起して官紀を紊亂せる官吏の朋黨あり。或は國政に參與する代議士の選舉を黃白の争と化し政界腐敗の因を爲して毫も顧みざる常習犯あり。或は政客と氣脈を通じて巧に金貨流出の機に投じて巨億の暴利を獲得せる貪婪なる財閥あり。

而して彼等政黨は一朝政權を掌握するや直に中央地方の大小官吏を根底より異動して餓えたる黨人の獵官熱を